

## 防油堤の配管貫通部の保護措置に関する基準

防油堤を貫通する配管の保護措置に関する基準は、次のとおりとする。

### 1 配管の配置制限

新たに設置する配管で防油堤を貫通させるものにあつては、次により配置すること。

- (1) 防油堤の 1 の箇所において、2 以上の配管が貫通する場合における配管相互の間隔は、隣接する配管のうち、その管径の大きい配管直径の 1.5 倍以上で、かつ、特定屋外貯蔵タンクを収納する防油堤にあつては、0.3m 以上、特定屋外貯蔵タンク以外のタンクのみを収納する防油堤にあつては 0.2m 以上とすること。
- (2) 防油堤を貫通する配管は、原則として、防油堤と直交するように配置すること。

### 2 防油堤の補強

- (1) 鉄筋コンクリート造防油堤の配管貫通箇所は、直径 9 mm 以上のクロス補強鉄筋を用いて補強すること。
- (2) 鉄筋コンクリート造防油堤の配管貫通部には、耐油性を有する緩衝材等を充てんすること。

### 3 防油堤の保護措置

防油堤の配管貫通箇所の保護措置は、鉄筋コンクリート・盛土等によるものとし、その措置は次によるものとする。

#### (1) 鉄筋コンクリートによる場合

防油堤の配管貫通箇所の保護措置を鉄筋コンクリートにより行う場合は、次に掲げる鉄筋コンクリートの壁体(以下「保護堤」という。)で囲む措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。(例図 1 参照)

ア 保護堤は、当該保護堤の設置にかかる防油堤の強度と同等以上の強度を有するものであること。

イ 保護堤の配管貫通箇所は、前記 2・(1)の補強を行うこと。

ウ 保護堤の配管貫通部には、前記 2・(2)の措置を講じること。

エ 保護堤を貫通する配管相互の間隔は、前記 1・(1)に準じること。

オ 保護堤と配管との間隔は、保護堤に最も近接して配置される配管の直径以上で、かつ、0.3m 以上とすること。

カ 保護堤内は、土砂による中詰を行うこと。

キ 保護堤内の土砂の表面は、アスファルトモルタル等の不透水材で被覆すること。

(2) 盛土による場合

防油堤の配管貫通箇所を保護措置を盛土により行う場合は、次によること。  
(例図 2 参照)

ア 防油堤の配管貫通箇所の保護のための盛土(以下「保護盛土」という。)は、防油堤内若しくは防油堤外のいずれか一方の側又は両方の側に設けるものとする。

イ 保護盛土の天端幅は 1.0m 以上とし、法面勾配は 1 : (1.2 以上)とすること。

ウ 保護盛土の材料は、透水性の小さい土質を選定すること。

エ 保護盛土の表面は、コンクリート、コンクリートブロック、アスファルトモルタル、芝生等により被覆するものとする。

(3) その他小口径配管の貫通部の措置

防油堤を貫通する配管の呼径が 100A(4B)以下のものである場合にあっては、次に掲げる方法又はこれと同等以上の効果を有する方法により措置することができるものであること。(例図 3 参照)

ア 防油堤の配管貫通部には、耐油性緩衝材等を充てんとともに配管貫通部の両側を金具等により固定すること。

イ 配管貫通箇所は、直径 9 mm以上のクロス補強鉄筋を用いて補強するとともに、必要に応じて当該箇所の防油堤の断面を増す等の措置を講ずること。

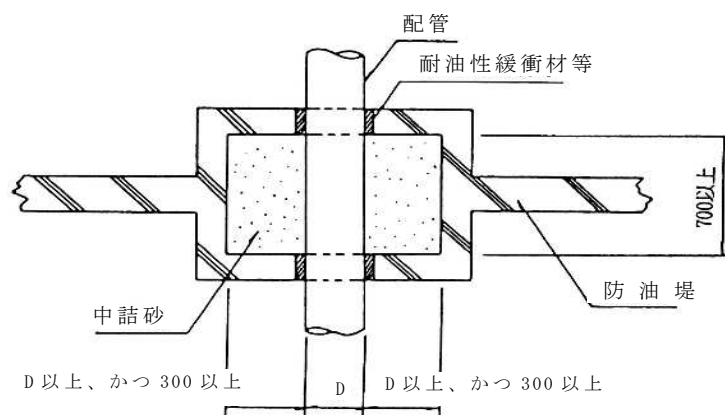
4 既設防油堤の配管貫通箇所の保護改修措置(昭和 51 年 4 月 1 日以前の防油堤に限る。)

(1) 既設防油堤の配管貫通箇所については、前記 3((1)・ウ及びエを除く。)に準じる保護措置を講ずること。

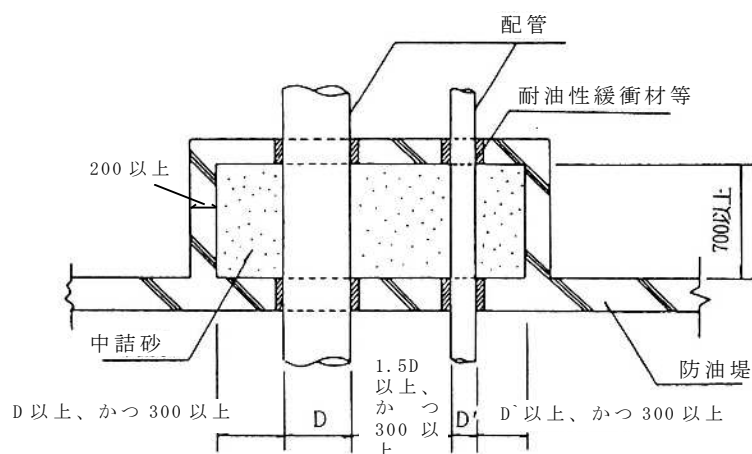
(2) 透水性の大きい盛土材料で造られた既設盛土造防油堤の配管貫通箇所にあつては、前記(1)の措置を講ずるほか、盛土中に鉄筋コンクリート、粘土等により止水効果を有する壁等を設ける措置を講ずること。

# 別記 13

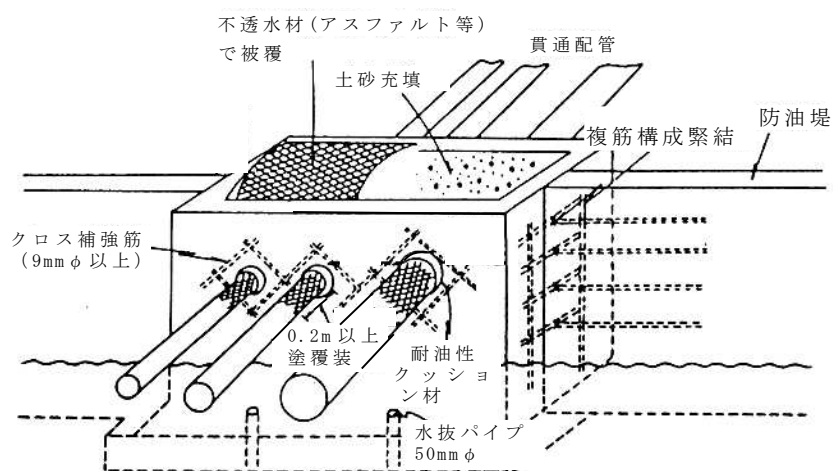
(その 1)



(その 2)

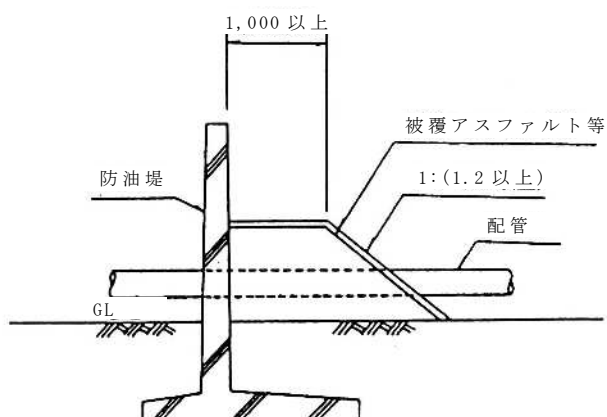


(その 3) \*

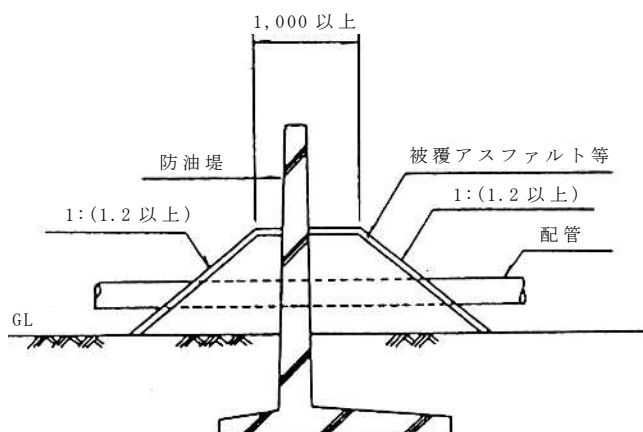


例図 1 鉄筋コンクリートによる配管貫通部の保護措置の例

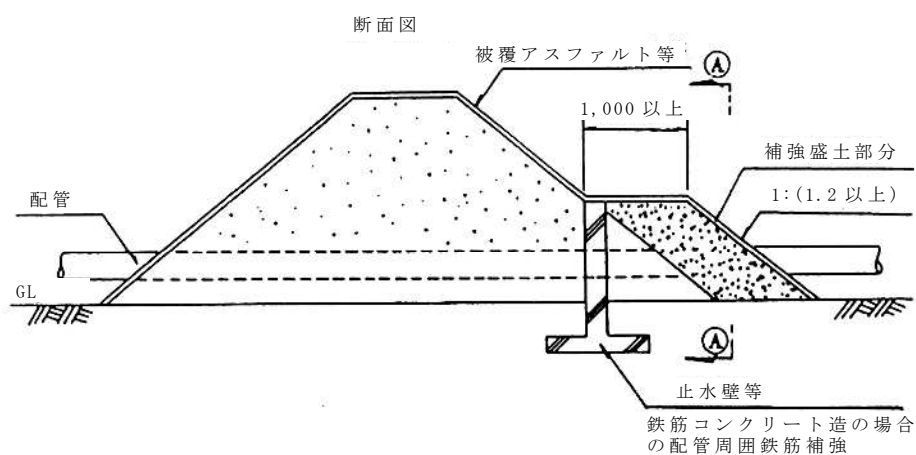
(その 1)



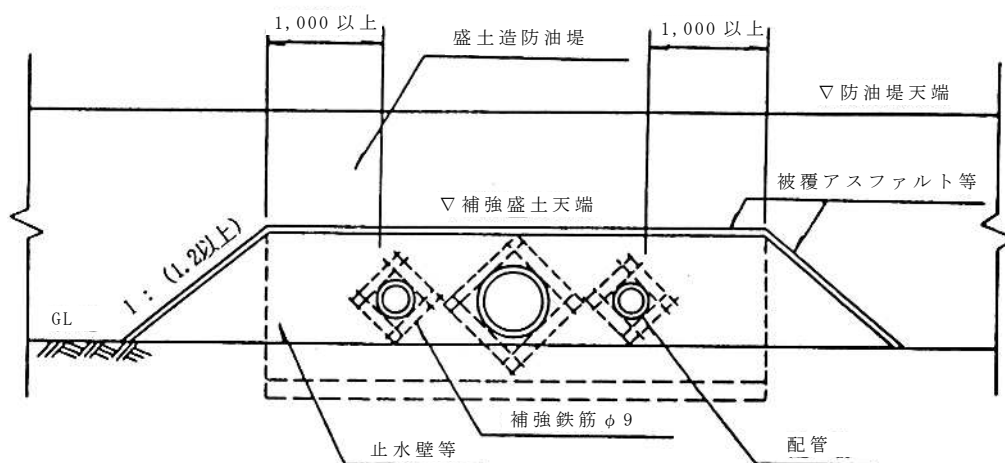
(その 2)



(その 3)

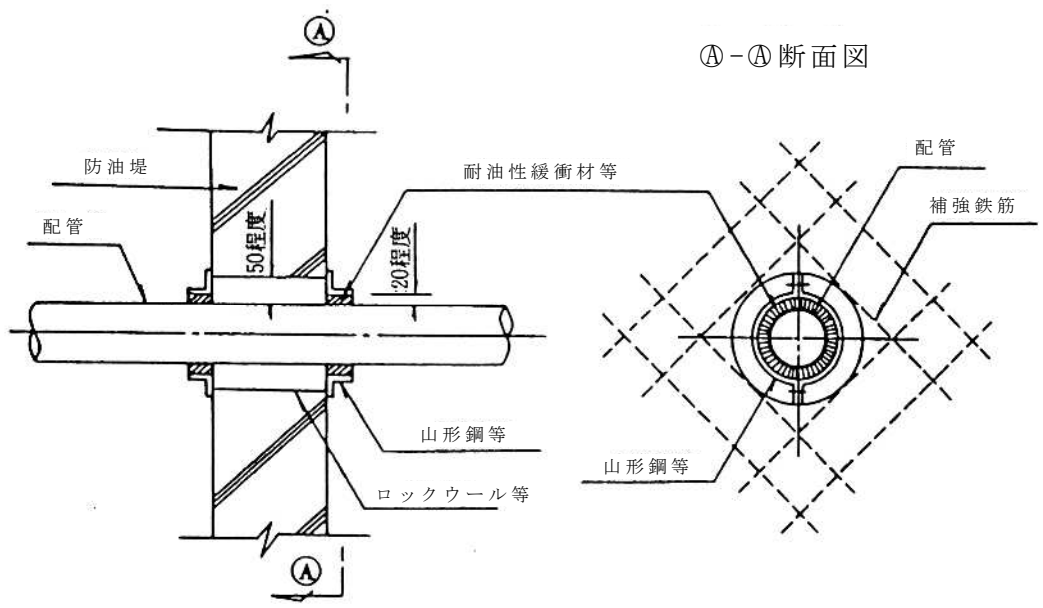


① - ① 断面図



(注) 配管の貫通部分は、告示第 3 条の規定により防食塗覆装措置を講ずること。

例図 2 盛土等による配管貫通部の保護措置の例



例図 3 小口径配管貫通部の保護措置の例